

共済組合への手続きは
済ませましたか!?

新たに共済組合員と なられた方へ

新たに、公立学校、県教育委員会事務局及び所管の教育機関にて、週20時間以上勤務等の条件を満たす職員となった方は、「短期組合員資格取得届書」又は「一般組合員資格取得届書」を提出して「公立学校共済組合組合員証」の交付を受けてください。

また、被扶養者認定申請の必要な扶養家族がある方は、下表を参考に忘れずに手続きしてください。

手続き書類の詳細は令和5年3月9日付け文書「組合員資格取得届書の提出について(通知)」をご

覧いただき、様式を当支部のホームページからダウンロードしてお手続きを行ってください。

また、新規に組合員となる方に向けた案内リーフレット(英語版あり)もホームページ(QRコード参照)に掲載しておりますのでご覧ください。

(Information about the Mutual Aid Association of Public School Teachers)



タンキちゃん

資格取得者に被扶養者の要件を備えている扶養家族がいる場合は、**被扶養者の認定手続きを速やか**にお願いします！(手続きが30日以上遅れた場合、被扶養者認定申請書類を受付けた日からの認定となってしまいます!!)

区分	手続き	添付書類等
普通認定	給与条例上の扶養親族として認定を受けている方が対象の場合は、「被扶養者(認定)申告書」を提出してください。	20歳以上60歳未満の配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」と「基礎年金番号が分かるもの」も添付してください。
特別認定	普通認定に該当しない方で、年間収入が130万円(障がいを事由とする公的年金受給者及び60歳以上は180万円)未満の方は、「被扶養者特別認定申請書」を提出してください。	「扶養の申立書」に扶養の確認書類を添付してください。20歳以上60歳未満の配偶者の場合は、普通認定と同様に「国民年金第3号被保険者関係届」と「基礎年金番号が分かるもの」が必要です。

被扶養者の認定期限切れに ご注意を!!

特別認定申請か、取消申告か、
どちらかの手続きが必要なんだね!!

被扶養者のうち、令和4年度中に満22歳になった給与法上の扶養親族であった方(平成12年4月2日生～平成13年4月1日生)は、令和5年3月31日で普通認定の認定期限が満了となっています。

該当者には、所属所経由で別途通知済みですが、「特別認定申請」又は「認定取消」のいずれ

かの手続きを令和5年4月30日までに必ず行ってください。

就職等で被扶養者でなくなる場合には、認定取消の手続きが必要です。必要な手続きを行わずに、4月1日以降に医療機関で受診された場合には、共済組合が負担した医療費は組合員の方に返還していただくこととなります。



お問い合わせ 年金・給付班 大田・渡邊 ☎059-224-2994

組合員証・被扶養者証等の

盗難・紛失にご注意を!!

組合員証等の再交付理由として、紛失が大半を占めます。組合員証等は、

身分証明書として扱われることがある!

クレジットカードとは違い、発行元に連絡することにより使用不能とすることができない!

となっておりますので保管には十分御注意願います。

組合員証等は、一人につき一枚交付しています。被扶養者の方々にも被扶養者証の保管には十分注意していただくようお願いください。

万が一、盗難や紛失により被害を受けた場合であっても、共済組合ではその被害について責任を負いかねますので、必ず警察に盗難届を提出してください。

【令和4年度の再交付受付件数】 ※1

再交付理由	件数 ※2		
	組合員証	被扶養者証	計
紛失	74件	63件	137件
盗難	2件	4件	6件
損傷	23件	5件	28件
その他	4件	2件	6件
計	103件	74件	177件

※1 令和5年3月20日当支部受付分まで

※2 組合員証、被扶養者証にはそれぞれ任意継続組合員のものを含まず。

大切に保管してね



組合員・被扶養者の

住所変更の手続きを忘れずに

- 異動の関係で転居した
- 扶養の子が大学進学で一人暮らしを始めた・・・など



組合員や被扶養者が引っ越した場合は共済組合へも報告をお願いします!

- ・ 報告が無いと「ねんきん定期便」や「特定健診」のご案内をお届けできません。
- ・ マンション・アパート等にお住まいの場合は、建物名と号室まで報告してください。
- ・ 住民票を移していなくとも、実際に居住している住所を報告してください。
- ・ 被扶養者が海外に行く場合は、被扶養者から外れる場合があります。

提出書類：記載事項等変更申告書

国民年金被保険者住所変更届 (20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合)

お問い合わせ 年金・給付班 大田・渡邊 ☎059-224-2994

令和5年度 公立学校共済組合掛金率・負担金率等について

令和5年度の公立学校共済組合員に係る「掛金率（保険料率）」・「負担金率」は下表のとおりです。

なお、標準報酬制においては、月例給与に係る掛金率（保険料率）と期末勤勉手当に係る掛金率（保険料率）は同一です。

		一般組合員・特別職の組合員		船員一般組合員		独立行政法人 一般組合員・特別職の組合員		後期高齢者医療の 被保険者に該当する組合員		
		令和5年 4月～	昨年度比	令和5年 4月～	昨年度比	令和5年 4月～	昨年度比	令和5年 4月～	昨年度比	
短期 (短期給付)	掛金率(※1)	48.01	-	46.05	0.21	48.01	-	4.07	0.02	
	負担金率	48.11	0.02	50.07	△0.19	48.01	-	4.17	0.04	
	内訳 負担金率(※1)	(48.01)	-	(49.97)	△0.21	(48.01)	-	(4.07)	0.02	
	育休・介護休業 に係る公的負担金率	(0.10)	0.02	(0.10)	0.02	-	-	(0.10)	0.02	
介護 (介護保険)	掛金率	8.00	△0.82	8.00	△0.82	8.00	△0.82	-	-	
	負担金率	8.00	△0.82	8.00	△0.82	8.00	△0.82	-	-	
長期 (年金)	厚生 年金	保険料率(※2)	183.00	-	183.00	-	183.00	-	-	-
		基礎年金拠出金等に 係る公的負担の負担率	40.90	△0.70	40.90	△0.70	40.90	△0.70	-	-
	経過的 長期	負担金率	0.0990	△0.0115	0.0990	△0.0990	0.0990	△0.0115	0.0990	△0.0115
	退職 年金	掛金率	7.50	-	7.50	-	7.50	-	7.50	-
		負担金率	7.50	-	7.50	-	7.50	-	7.50	-

- ※1 短期に係る掛金率・負担金率には、「福祉事業に係る掛金率・負担金率（ともに1.41 / 1,000）を含みます。
 ※2 厚生年金に係る保険料率は、上記表に掲げる率の1/2ずつを組合員・事業主双方で負担することとなります。
 ※3 短期組合員は短期及び介護のみ対象となります。

(注1) 各種掛金・負担金の種類は次のとおりです。

- ・短期給付：医療機関を受診した場合に係る医療給付及び傷病手当金等の各種給付金の財源に係るものです。
- ・介護保険：介護保険法で定められる介護保険制度に係るもので、介護保険法第2号被保険者に該当する「40歳以上65歳未満の組合員」が対象となります。
- ・厚生年金：厚生年金給付に係るものです。
- ・経過的長期：平成27年9月までの組合員期間がある方に対して経過措置として給付される職域部分の年金給付に係るもので、事業主の負担となるものです。
- ・退職年金：平成27年10月の被用者年金制度一元化に伴い創設された「年金払い退職給付」に係るものです。

(注2) 組合員の負担となる掛金（保険料）の計算方法は次のとおりです。毎月の給与及び賞与の支給月に控除されます。

- ・掛金（短期給付・介護保険・退職年金）：
 - ① 毎月の掛金 = 標準報酬月額 × 上記表の掛金率
 - ② 期末勤勉手当に係る掛金 = 期末勤勉手当額（千円未満切捨て） × 上記表の掛金率
- ・保険料（厚生年金）：
 - ① 毎月の掛金 = 標準報酬月額 × 上記表の保険料率 ÷ 2（円位未満端数切捨て）
 - ② 期末勤勉手当に係る掛金 = 期末勤勉手当額（千円未満切捨て） × 上記表の保険料率 ÷ 2（円位未満端数切捨て）

お問い合わせ 福祉班 森賀 ☎059-224-2989

育児休業期間を変更 された組合員の方へ

該当される方は、「育児休業等掛金等免除変更申出書」を 共済組合へ提出してください！

これまで取得されていた育児休業について延長・短縮など**育児休業期間を変更**(※)された方は、「育児休業等掛金等免除変更申出書」を当共済組合三重支部あて速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

※育児休業期間を変更した場合は次のようなケースが該当します。

- ① 育児休業の承認の取り消しや育児休業期間の短縮の承認を受け、職務に復帰した場合
(同日付で産前休暇の承認を受けた場合を含みます。)
- ② 育児休業期間の延長を承認された場合

育児休業から職場復帰 された組合員の方へ

該当される方は、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」 により標準報酬等級・月額の見直しができます！

お子様が3歳に達する前に育児休業から復帰される方で、復職後の3ヶ月の給与支給額の平均額から算定される「標準報酬等級」と育児休業期間中の「標準報酬等級」(従前の等級)と比べて**1等級差がある場合**(※)については、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を共済組合へ提出することにより、復職から4月日以降の標準報酬等級(標準報酬月額)について見直しを行なうことができます。

※ 復職後の改定の等級と**2等級以上差がある場合**については、別途「**随時改定**」の対象となります。

お問い合わせ 福祉班 森賀 ☎059-224-2989

4月から6月に産前産後休業を取得した場合の 保険者算定について

産前産後休業を取得した場合、本人の意思によらず報酬が下がることがあります。

産前産後休業の取得時期が4月から6月を含む場合、4月から6月の報酬が定時決定の算定の基礎となることから報酬が下がった場合は、その後の育児休業手当金の給付額等が他の時期に産前産後休業を取得された場合と比べ低く算定されることとなり、不合理な差が生じます。

出産予定日の違いによって生じる不合理な差を是正するため、次の要件を満たす場合は特例措置として、保険者算定を行うことができます。

● 保険者算定が認められる要件

次のアがイを2等級以上下回ること。

ア 産前産後休業を取得する4月から6月までに受けた報酬の月平均額^(※)から算出した標準報酬月額

イ 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額(当該組合員が現に属する組合により定められたものに限る。)の平均額を報酬月額として算出した標準報酬月額

※ 報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月を除いた平均額

● 対象外となるケース

① 雇用保険の適用を受ける場合

② 直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が12月に満たない場合
(採用等から11月以内に産前産後休業を取得する場合)

お問い合わせ 福祉班 森賀 ☎059-224-2989

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付(公的年金)および短期給付(健康保険)を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さまの生活に安心を提供します。

長期給付事業
(公的年金の補完)

ファミリー年金

死亡した場合、ご遺族に対して死亡保険金をお支払いします。
老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額(約1/4相当)に当たる部分を補完します。

短期給付事業
(健康保険の補完)

傷病休職給付金

病気やケガで働けなくなった場合、保険金が支払われ、収入が減少する部分を補完することができます。

入院費用給付金

病気やケガで入院した場合、保険金が支払われ、医療費の自己負担部分を補完することができます。

特定疾病給付金

特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)時に、闘病資金を確保することができます。
特定疾病給付金(主契約)に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、特定疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業
の補完

元気づくり サービスコース

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、各種サービスを受けることができます。

福祉保険制度は退職(組合員資格喪失)後も継続可能です(傷病休職給付金を除く)。手続き資料は、6月~7月頃所属所宛てに送付予定です。
制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ(福祉保険制度専用ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

2023.02

器官別健診のご案内

公立学校
共済組合員対象



胃検診

胃がんの早期発見を目的として、胃部X線（バリウム）検査を実施します。

- ◆ 受診期間 定期健康診断（事業主健診）と同時受診
- ◆ 受診者自己負担金 無料

歯科健診

う蝕、歯周疾患その他口腔疾患の予防・早期発見と治療を目指した保健指導を行います。

- ◆ 募集人数 600人
- ◆ 受診期間 令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
- ◆ 受診者自己負担金 無料

脳ドック

脳出血や脳梗塞などの脳血管疾患の早期発見を目的に、MRI（磁気共鳴映像）、MRA（磁気共鳴血管撮影）を中心とした、脳の血管や血液の状態などを調べる健診を実施します。

- ◆ 募集人数 720人
- ◆ 募集時期 令和5年6月【予定】
- ◆ 受診期間 令和5年9月1日から令和6年2月29日まで
- ◆ 受診者自己負担金 18,000円

女性健診

マンモグラフィー、乳腺エコーによる乳がん検査、子宮頸部細胞診による子宮頸がん検査に骨密度検査を組み合わせた健診を実施します。

- ◆ 募集人数 390人
- ◆ 募集時期 令和5年6月【予定】
- ◆ 受診期間 令和5年9月1日から令和6年2月29日まで
- ◆ 受診者自己負担金 6,000円

(注) 胃検診は、令和6年4月1時点で40歳未満の組合員（学校に勤務する40歳以上の教職員については、胃検診が定期健康診断の法定項目となっているため、当事業の対象となりません。40歳以上であっても、胃検診が定期健康診断の法定項目となっていない方は対象となります。）
75歳以上の組合員（後期高齢者医療保険被保険者）は対象外です。

詳細については、後日（胃検診と歯科健診は4月、脳ドックと女性健診は6月）送付予定の所属所長あて通知文書と共済組合ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）にてご案内します。

お問い合わせ 福祉班 中道・上野（伸） ☎059-224-2989

令和5年度

保健厚生事業のご案内



お見逃しなく!

公立学校共済組合では、次の保健厚生事業を実施する予定です。
 詳細につきましては、所属所長あて通知文書、公立学校共済組合
 三重支部のホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/mie/>) で
 その都度お知らせします。

事業名	募集時期	実施時期	対象者	
特定健康診査		7月～3月【予定】	40歳以上75歳未満の 共済組合員及び被扶養者	
特定保健指導		9月～5月【予定】		
人間ドック	第1回	4月20日まで	共済組合員・互助会員	
	第2回	6月初旬～7月5日【予定】		
女性健診	6月【予定】	9月～2月【予定】	女性共済組合員	
脳ドック	6月【予定】	9月～2月【予定】	共済組合員	
胃検診	通年	通年	40歳未満の共済組合員	
歯科健診	4月～2月	4月～2月	共済組合員	
ストレスドック	6月【予定】	8月～2月【予定】	共済組合員	
セミナー	ライフプラン第1期セミナー	5月【予定】	45歳から55歳までの 共済組合員及びその配偶者	
	ライフプラン第2期セミナー	5月【予定】	55歳から58歳までの 共済組合員及びその配偶者	
	ライフプラン第3期セミナー	11月【予定】	1月～2月【予定】	年度末退職予定の共済組合員
	ライフプランセミナー40	5月【予定】	8月【予定】	45歳未満の共済組合員 及びその配偶者
	リフレッシュセミナー	8月【予定】	10月～12月【予定】	共済組合員及びその配偶者
その他	予防接種補助	2月末接種分まで	3月8日まで【予定】	共済組合員
	プラザ洞津利用促進(※)	通年(※)	通年(※)	共済組合員
	WEBウォーキング大会 「健康チャレンジログ」	9月～10月【予定】	10月～12月【予定】	共済組合員
	心の健康相談室	通年	通年	共済組合員
	教職員健康相談24	通年	通年	共済組合員及びその被扶養者
	電話・面談による メンタルヘルス相談	通年	通年	共済組合員及びその被扶養者
	Web相談(こころの相談)	通年	通年	共済組合員及びその被扶養者
	女性医師電話相談	通年	通年	共済組合員及びその被扶養者
	介護電話相談	通年	通年	共済組合員及びその被扶養者
	直営病院による メンタルヘルス相談	通年	通年	共済組合員及びその被扶養者
直営病院による セカンドオピニオン相談	通年	通年	共済組合員及びその被扶養者	

※75歳以上の組合員(後期高齢者医療保険被保険者)は対象外です。

お問い合わせ 福祉班 上野(伸)・村田・中道 ☎059-224-2989

募集中!
お急ぎください!

人間ドックのご案内

共済組合では、疾病の早期発見・早期治療の観点から、令和5年度の人間ドックを次のとおり実施する予定です。

令和5年度は昨年度に引き続き、2回に分けて募集を行います。受診を希望される方はお忘れのないようお申込みをお願いします。

詳細は、令和5年4月3日付け公共三第1号「令和5年度人間ドック事業の実施に係る受診希望者の募集について(通知)」又は共済組合ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/mie/>)をご覧ください。

お忘れなくお申込みを!



共済組合

互助会

退教互

三重県教育委員会

対象者

公立学校共済組合三重支部組合員
(一財)三重県公立学校職員互助会会員 (注1)

募集期間 など

募集回	区分	募集人数	募集期間
第1回	1泊2日	130人	令和5年4月3日(月)～ 令和5年4月20日(木)
	1日	8,945人	
第2回 (注2)	1泊2日	15人	令和5年6月初旬～ 令和5年7月5日(水)
	1日	410人	

受診者 自己負担金

区分	共済組合員		互助会の会員資格のみ有している方
	県費負担職員	県費外負担職員	
1泊2日	40,500円	42,500円	43,000円
1日	10,500円	12,500円	20,000円

申込方法

「令和5年度 人間ドック受診申込書」(注3)により、受診希望者を所属所で取りまとめ、共済組合へ提出してください。



注1. 育児休業中の方、病気休暇中の方、派遣職員の方も対象となります。

注2. 第2回の募集人数、募集期間については、一部変更する場合があります。第2回の募集に当たっては改めてご案内させていただきます。

注3. 令和5年4月3日付け公共三第1号「令和5年度人間ドック事業の実施に係る受診希望者の募集について(通知)」又は共済組合ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/mie/>)をご覧ください。

お問い合わせ 福祉班 上野(伸)・村田 ☎059-224-2989

人間ドックQ&A

Q1

20代ですが、申し込むことはできますか？

A1. できます。

申込みにあたって年齢による制限はありません。ただし、受診希望者が健診機関ごとの設定受診枠を超えた場合、年齢等の優先順位にしたがって受診予定者を決定します。

Q2

支援員や常勤講師は申し込むことはできますか？

A2. できます。

ただし、申込時点から受診日まで引き続き組合員であることが条件となります。

Q3

現在、育休中ですが、申し込むことはできますか？

A3. できます。

育休や病休を取得されている方もお申込みいただけます。

Q4

充指導主事ですが、原籍校、実際に勤務している所属所、どちらから申し込んだらいいですか？

A4. どちらからお申込みいただいても構いません。

受診決定については、お申込みいただいた所属所へ送付いたしますので、あらかじめご承知おきください。

市町教委所属で、小中学校に勤務する給食調理員、校務員の方も同様です。

Q5

ウェブサイトから申し込むことはできますか？

A5. 申し訳ありませんが、できません。

お手数ですが、「令和5年度 人間ドック受診申込書」を使用していただき、郵送又はFAX（059-224-2990）にてお申込みください。

「令和5年度 人間ドック受診申込書」用紙は、共済組合のホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）で提供しています。



Q6

乳がん検査や子宮がん検査は項目に含まれていますか？**A 6.** 含まれています。

乳がん検査については、原則、マンモグラフィー又は乳腺エコーから、いずれか一つを選択して受診することができます(注)。検査料金は全額共済組合が負担します。

同様に、子宮頸がん検査(子宮頸部細胞診)(注)、50歳以上の男性に対する前立腺がん検査(PSA)についても、全額共済組合負担で受診していただくことができます。

(注) 健診機関によっては選択・受診できない場合があります。詳細は募集要項をご覧ください。

Q7

受診者自己負担額に対して補助はありますか？**A 7.** 自己負担額は共済組合が補助した後の金額となっています。

人間ドック(1日ドック)の受診には、男性であれば35,000円程度、女性であれば43,000円程度の検査料金が必要となります。

検査料金から受診者の方が負担する自己負担(10,500円、12,500円、20,000円)を差し引いた金額を、健診機関に共済組合が直接支払うことで補助を行っています。

(一財)三重県退職教職員互助会(退教互)に加入されている現職会員の方は、最終的な自己負担金額が6,000円以上であった場合、領収書(コピー可)を添付して退教互に申請することで、会員一人につき、年度内1回に限り、3,000円の補助を受けることができます。詳細については、退教互(TEL:059-226-5235)へ直接お問い合わせください。



Q8

検査の一部項目を受診しないことは可能ですか？**A 8.** 40歳以上の共済組合員は、人間ドックの受診結果を特定健康診査の受診結果に代えることとなっています。そのため、40歳以上の共済組合員は、特定健康診査の検査項目(身長、体重、腹囲測定、血圧測定、血液検査)については必ず受診してください。

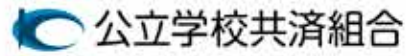
それ以外の場合は、一部検査項目をキャンセルすることができます。ただし、一部検査項目を受診しなかった場合であっても自己負担額は変わりません。

Q9

受診に際し、新型コロナウイルス感染症に関して注意することはありますか？**A 9.** 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」や国の方針に基づいた行動をお願いします。

受診時は、健診機関の指示にしたがっていただくようお願いします。

組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける 健康相談事業



Web相談(こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

特徴

- 臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答

URL <https://www.mh-c.jp/>
ログイン番号 783269

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

特徴

- ご相談には介護の専門資格者が対応
ケアマネジャー(介護支援専門員)や社会福祉士の資格を持つ相談員が介護に関するさまざまなご相談にお応えします。また、相談員は、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどでの高齢者介護の実務相談を生かして、具体的にお応えします。
- 迅速な情報提供
最寄りの地域相談窓口や在宅サービス事業者の情報、ご希望条件にあった有料老人ホームの情報を迅速にご提供します。

通話料 無料 **0120-515-579**

月～土曜日 10:00～18:00(祝日・年末年始を除く)
●利用時間 1回20分程度

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

特徴

- カウンセリングはすべて臨床心理士が対応

通話料 無料 **0120-783-269**

電話相談
月～土曜日 10:00～22:00(祝日・年末年始を除く)
●利用時間 1回20分程度

面談予約
月～土曜日 10:00～20:00(祝日・年末年始を除く)
●利用時間 1回50分程度
●面談によるカウンセリングは1年間5回まで無料
●無料で面談によるカウンセリングをご利用頂くには、初回申込みを上記フリーコールで予約する必要があります。
●面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。(予約制)

特徴

- 女性医師相談(予約制)
予約時は看護師、相談時は女性医師および看護師が対応します。

通話料 無料 **0120-215-579**

月～土曜日 10:00～21:00(祝日・年末年始を除く)
●利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

携帯電話からもご利用できます(通話料無料)
一般には公開されていない組合員のための無料電話番号です。
取り扱いにご注意ください。

詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内

免責事項

本サービスは利用される方に適切な医療・健康関連情報を提供すること及び適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルスの改善に役立ててもらうことが目的であり、当共済組合及び当共済組合が本サービスを委託した指定安田生命保険相互会社及び株式会社法研(再委託先を含む)以上を総称して「サービス提供側」という)は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス提供側はいかなる責任も負いません。ご利用者の同意はご相談内容により、相談の開始・停止をさせていただく場合があります。また、本サービスは医療法や関係法令が規定する診療・治療や医薬品の提供は一切行いません。ご利用者によりご満足いただくため、対症薬の向上を目的として、ご利用者の相談内容を匿名・匿名又は電子データにより記録させていただきます。以上をご理解いただいた上でご利用ください。

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

特徴

- 一般的な健康相談は予約なしで24時間365日いつでも相談可能
- 専門医相談(予約制)
専門的な健康相談や治療方法に対するセカンドオピニオンなど、医師による電話相談を実施します。ご相談内容に最適な診療科の専門医が直接対応します。
- 小児救急相談
妊娠中から学前期の子育ての疑問や不安に対する相談や、24時間いつでも小児科医が対応する救急相談を実施します。
- 医療機関案内
専門病院、女性医師のいる病院、夜間救急受診など、相談者のご希望にあった病院情報を提供します。

通話料 無料 **0120-24-8349**

●利用時間 1回20分程度

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

マイナンバーカードが 健康保険証として

利用できるようになりました!



健康保険証の切り替え手続き中でも使用できます。

組合員の採用・退職のときや、被扶養者の認定・取消のときなど、健康保険の切り替え手続き中に、新しい保険証が発行される前でも使用できます。

「マイナポータル」で利用申請をしてください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーのホームページ「マイナポータル」で健康保険証として使う旨の申請をしてください。一度申請をしておけば、加入する健康保険が何度変わってもマイナンバーカードを健康保険証として使い続けることができます。(健康保険の加入・脱退の手続きはこれまで通り必要です。)

マイナンバーシステム導入済みの医療機関で利用可能。

全国の医療機関や薬局で利用できます。三重県内では1,700か所弱でシステムを導入済みです。導入済みの医療機関や薬局は厚生労働省のホームページで確認できます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21669.html →



薬剤や医療費の確認ができます。

マイナポータルにてご自身の薬剤情報や医療費を確認できるようになります。確定申告の際には、その医療費をそのまま医療費控除額として反映させることができます。

お問い合わせ 年金・給付班 ☎059-224-2994

保健福祉事業に関するアンケートの 集計結果について

公立学校共済組合三重支部が実施する各種保健福祉事業に関するアンケートを、令和4年10月から11月にかけて実施しました。この度、集計結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

1 概要

(1) 実施方法

公立学校共済組合三重支部の組合員（短期組合員及び任意継続組合員は除く。）から、無作為抽出により3,000名を選び、アンケートへの協力依頼を文書によりご自宅あてに送付しました。

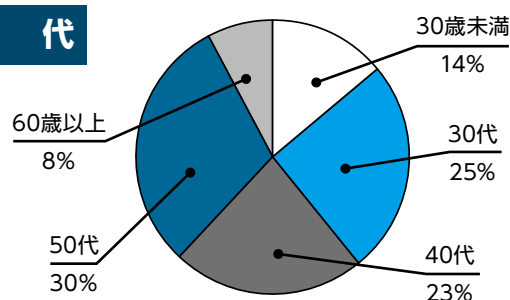
回答については、依頼文書に記載されたWebサイトへアクセスしたうえで回答する無記名方式のアンケートとしました。

(2) 回答数

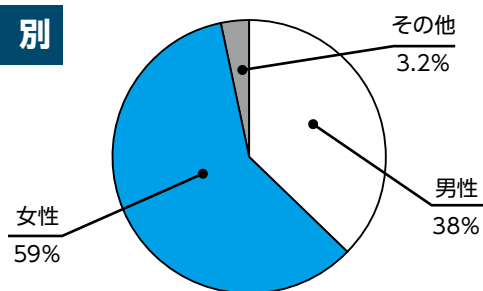
令和4年10月13日付けで発送し、11月5日を締切日としました。協力を依頼させていただいた3,000名のうち1,296名から回答があり、回答率は43.2%となりました。

(3) 回答者の属性

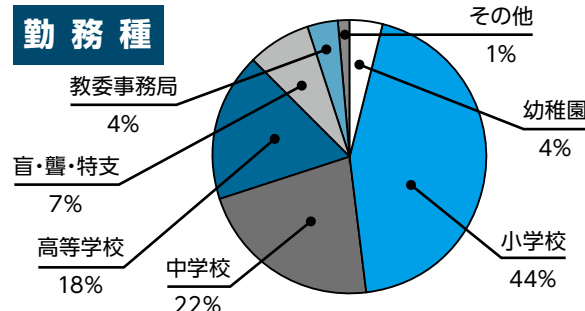
年代



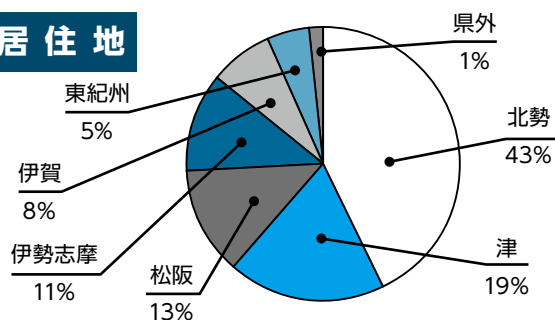
性別



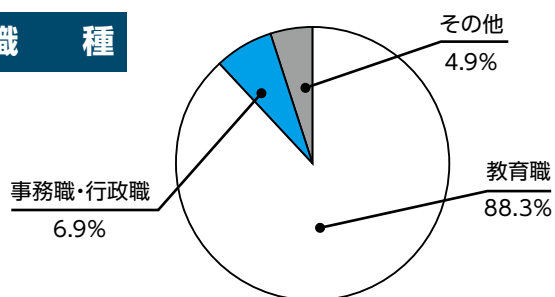
勤務種



居住地

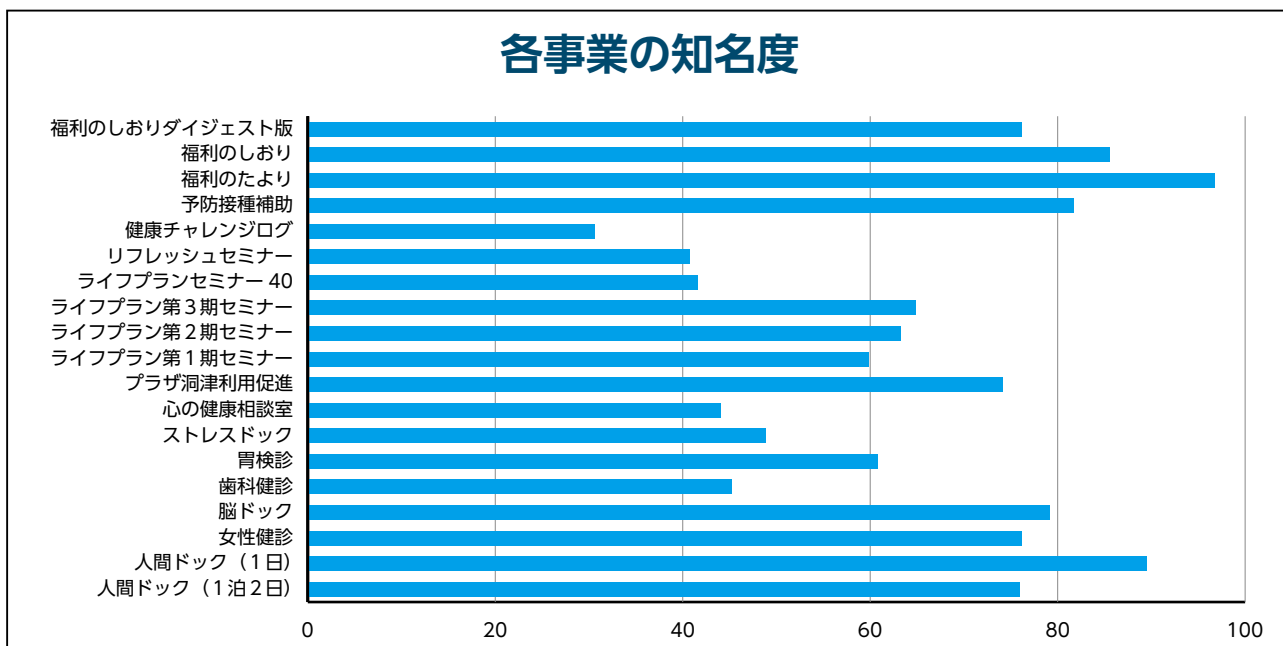


職種



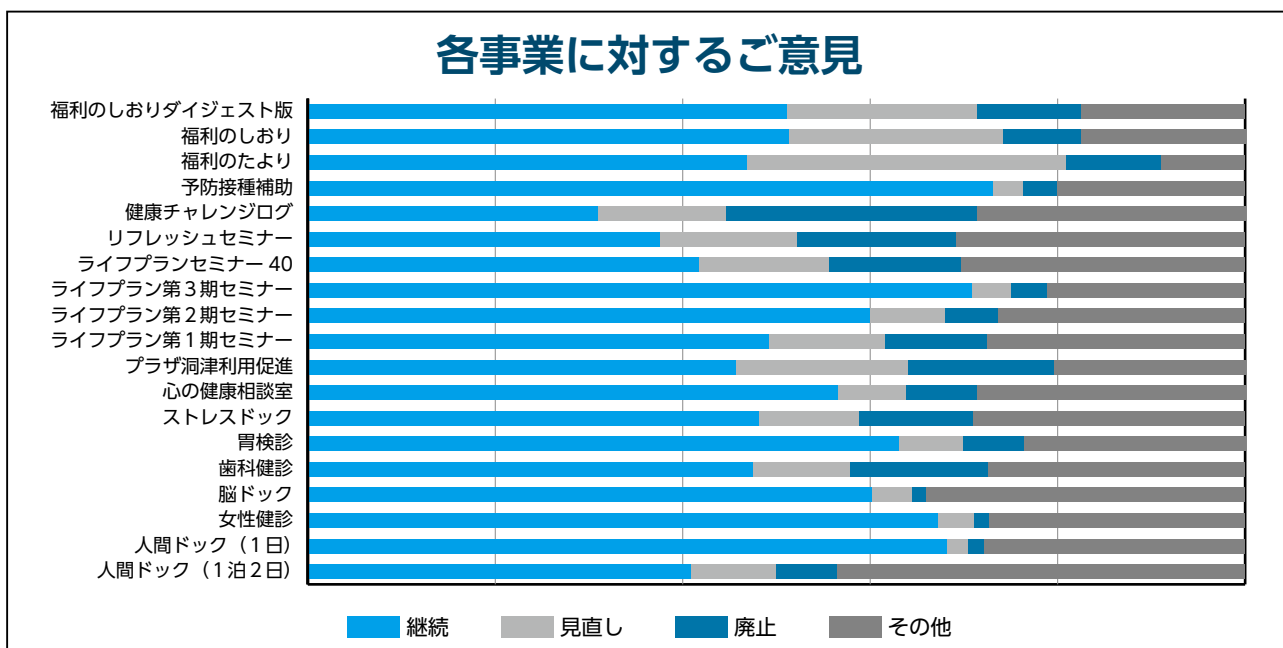
2 集計結果

(1) 各事業の知名度



※ 「参加したことがある」、「申し込んだが参加できなかった」、「知っているが申込み・利用したことがない」と回答いただいた方の合計を、その事業を知っている人数・知名度としています。

(2) 各事業に対するご意見



詳細につきましては、公立学校共済組合三重支部ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/mie/>) に掲載しています。ご協力いただきありがとうございました。



お問い合わせ 福祉班 村田 ☎059-224-2989